

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和6年4月1日	令和6年度材料単価特別調査業務委託	7,810,000		7,810,000	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人建設物価調査会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和6年4月1日	令和6年度京都市土木積算システム材料単価データ作成業務委託	13,090,000		13,090,000	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人建設物価調査会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和6年4月1日	令和6年度京都市土木積算システム保守管理業務委託	37,257,000		37,257,000	建設局建設企画部監理検査課	一般財団法人日本建設情報総合センター	政令第11条第1項第2号	物品		
004	令和6年4月1日	令和6年度京都市公共物GISメンテナンス業務	7,634,000		7,634,000	建設局建設企画部監理検査課	アジア航測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
005	令和6年4月1日	トンネル換気設備保守点検業務	5,665,000		5,665,000	建設局土木管理部土木管理課	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006	令和6年5月24日	十条換気所昇降機設備整備業務委託（エレベータ）	11,000,000		11,000,000	建設局土木管理部土木管理課	フジテック株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和6年6月4日	稲荷山トンネル電力防災中央装置保守点検業務	13,640,000		13,640,000	建設局土木管理部土木管理課	関西日立株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和6年8月21日	十条換気所受変電設備整備業務委託（マルチリレー更新）	27,060,000		27,060,000	建設局土木管理部土木管理課	東芝インフラシステムズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
009	令和6年4月1日	（単価契約）電力の供給（十条換気所）	予定総額 45,366,953		45,366,953	建設局土木管理部土木管理課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和6年4月1日	京都市建設局における夜間・休日電話受付業務委託	76,230,000		76,230,000	建設局土木管理部土木管理課	株式会社NTTマーケティングアクティブコックス	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
011	令和6年4月1日	道路情報提供装置保守点検業務委託	5,170,000		5,170,000	建設局土木管理部土木管理課	名古屋電機工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012	令和6年6月28日	令和6年度上山跨線橋他2橋点検業務委託（東海旅客鉄道）	15,477,000		15,477,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
013	令和6年7月10日	大塚跨線橋補修設計業務委託	9,790,000		9,790,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
014	令和6年8月22日	令和6年度嵐山高架橋他1橋点検業務委託（京福電気鉄道）	5,610,000		5,610,000	建設局土木管理部橋りょう健全推進課	株式会社かんこう	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
015	令和6年8月23日	西羽束師排水機場ほか維持補修（非常用自家発電設備整備）工事	18,700,000		18,700,000	建設局土木管理部河川整備課	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
016	令和6年6月17日	洛南排水機場維持補修（3号ガスタービン整備）工事	59,400,000		59,400,000	建設局土木管理部河川整備課	株式会社日立インダストリアルプロダクツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
017	令和6年3月13日	奈良老排水機場維持補修（遠隔操作盤更新ほか）工事	10,010,000		10,060,600	建設局土木管理部河川整備課	岩崎電気工事株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事		
018	令和6年4月1日	（単価契約）産業廃棄物（浚渫汚泥）処分業務委託	予定総額 7,567,560		7,567,560	建設局土木管理部河川整備課	株式会社田端工業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
019	令和6年4月1日	洲崎排水機場ほか監視操作制御設備クラウドサービス通信回線契約	9,900,000		9,900,000	建設局土木管理部河川整備課	荏原実業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
020	令和6年4月1日	自家用電気工作物保安管理業務委託（新川排水機場他22件）	20,160,360		20,160,360	建設局土木管理部河川整備課	近畿電設サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
021	令和6年4月1日	京都駅八条口拠点広場設備等管理業務委託	23,673,100		23,673,100	建設局土木管理部河川整備課	京都シティ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
022	令和6年4月1日	京都市八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路設備管理業務委託	9,872,500		9,872,500	建設局土木管理部河川整備課	京都シティ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
023	令和6年7月1日	嵯峨嵐山駅自由通路昇降機設備整備業務委託（エスカレーター1・2号機）	5,643,000		5,643,000	建設局土木管理部河川整備課	東芝エレベータ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
024	令和6年7月2日	京都駅八条口拠点広場ほか昇降機設備整備業務委託（エスカレーター6台）	19,800,000		19,800,000	建設局土木管理部河川整備課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
025	令和6年4月1日	電力の供給（京都市小栗栖排水機場ほか6機場）	予定総額 19,319,864		19,319,864	建設局土木管理部河川整備課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
026	令和6年4月1日	電力の供給（京都市淀排水機場）	予定総額 7,451,251		7,451,251	建設局土木管理部河川整備課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
027	令和6年4月1日	電力の供給（京都市洛南排水機場）	予定総額 14,664,419		14,664,419	建設局土木管理部河川整備課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
028	令和6年4月1日	道路交通情報に関する業務の委託	5,714,500		5,714,500	建設局土木管理部道路河川管理課	公益財団法人日本道路交通情報センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
029	令和6年4月1日	みやこ夢てらす、（わかろ'テン含む）八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路清掃等業務委託	21,343,300		21,343,300	建設局土木管理部南部土木みどり事務所	京都シティ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
030	令和6年4月1日	桂川駅東西自由通路清掃等業務委託	5,694,810		5,694,810	建設局土木管理部南部土木みどり事務所	株式会社JR西日本メンテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
031	令和6年4月30日	道路環境維持（堤防敷除草）（その2）作業委託	6,215,000		6,215,000	建設局土木管理部南部土木みどり事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		
032	令和6年4月30日	道路環境維持（堤防敷除草）業務委託	8,195,000		8,195,000	建設局土木管理部西部土木みどり事務所	株式会社 荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		
033	令和6年4月1日	嵯峨嵐山駅自由通路清掃等業務委託	5,497,800		5,497,800	建設局土木管理部西部土木みどり事務所	株式会社JR西日本メンテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
034	令和6年4月4日	道路環境維持作業（桂川河川敷）	7,040,000		7,040,000	建設局土木管理部西京土木みどり事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		
035	令和6年5月17日	道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所桂川出張所管内	6,842,000		6,842,000	建設局土木管理部伏見土木みどり事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		
036	令和6年5月17日	道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所伏見出張所管内（その1）	19,041,000		19,041,000	建設局土木管理部伏見土木みどり事務所	西山グリーン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		
037	令和6年5月17日	道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所伏見出張所管内（その2）	2,717,000		2,717,000	建設局土木管理部伏見土木みどり事務所	株式会社荒木飼料店	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		
038	令和6年4月30日	3・3・132向日町上鳥羽線及び3・5・183牛ヶ瀬馬場線道路整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	83,479,000		83,479,000	建設局道路建設部道路建設課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
039	令和6年5月31日	向日町上鳥羽線他分筆登記等業務委託	6,079,700		6,079,700	建設局道路建設部道路建設課	公益社団法人京都公共囀託登記士地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
040	令和6年9月25日	3・3・184鴨川東岸線（第3工区）JR西日本橋脚概略設計他業務委託	59,400,000		59,400,000	建設局道路建設部道路建設課	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
041	令和6年9月26日	3・3・184鴨川東岸線（第3工区）JR東海下部工概略設計業務委託	30,250,000		30,250,000	建設局道路建設部道路建設課	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
042	令和5年3月23日	令和4年度河原町通電線共同溝新設工事委託	25,536,500		33,029,700	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
043	令和6年9月18日	令和6年度河原町通電線共同溝新設工事委託	34,653,300		34,653,300	建設局道路建設部道路環境整備課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
044	令和6年4月12日	街路樹危険木対策工事（大宮通）（1）	17,582,400		17,582,400	建設局みどり政策推進室	株式会社中川道路	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
045	令和6年4月30日	「宝が池みらい共創会議」の運営等支援業務	7,480,000		7,480,000	建設局みどり政策推進室	中央復建コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
046	令和6年5月9日	地域主体の柔軟な公園運営に係る中間支援等業務委託	8,399,380		8,399,380	建設局みどり政策推進室	東邦レオ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
047	令和6年7月17日	令和6年度京都市緑の基本計画策定支援業務委託	7,997,000		7,997,000	建設局みどり政策推進室	株式会社総合計画機構	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
048	令和6年4月1日	山科駅前地区公共施設等維持管理業務委託	49,278,900		49,278,900	建設局都市整備部市街地整備課	京都ンティ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
049	令和6年4月1日	元京都市ラクト健康・文化館維持管理業務委託	8,950,695		7,960,695	建設局都市整備部市街地整備課	京都ンティ開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
050	令和6年4月1日	令和6年度サイクルセンター運営業務委託	14,160,000		14,160,000	自転車政策推進室	大和リース株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度材料単価特別調査業務委託
- 2 担当所属名  
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区梅田1丁目8番17号  
一般財団法人建設物価調査会 大阪事務所
- 6 契約金額（税込み）  
7,810,000円
- 7 契約内容  
京都市土木積算システムにおいて使用する本市独自の土木資材（京都市型L型街渠ブロック等）及び、「特別調査の必要がある資材（※）」について、実勢価格を調査し、設計材料単価を決定する。  
（※）物価資料等に掲載されていない資材で、調達価格（材料価格×使用数量）が1,000万円以上又は1資材の単価が100万円以上の資材
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
材料単価を調査するには、工事積算で使用する材料に関する専門的知識や市場性及び流通等に係る専門的知識を必要とし、過去の受託実績を通じて蓄積してきた調査に関するノウハウが不可欠であり、一般的に売り手及び買い手企業は取引価格を外部に対して非公開としているため、資材特性に応じた実勢価格の把握を行うためには、取引実態に合った効率的な調査方法を有していることに加え、売り手の商社、問屋及びメーカー等への調査経路を保持していなければならない、これらのノウハウを有しているのは、本業務における業務受託実績がある一般財団法人経済調査会と一般財団法人建設物価調査会であるが、一般財団法人経済調査会から業務内容上受託は困難である旨の通知を受けた。  
また、一般財団法人建設物価調査会は、これまでの本市の材料単価の調査業務を継続して受託しており、本市の工事に係る資材の価格情報及びデータ等を保有しているため、期限内に契約履行を確実に行うことができる唯一の事業者である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市土木積算システム材料単価データ作成業務委託
- 2 担当所属名  
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号  
一般財団法人 建設物価調査会
- 6 契約金額（税込み）  
13,090,000円
- 7 契約内容  
本市の土木工事等で使用する設計材料単価を特定するため、市場価格や物価資料を調査し、特定した単価を京都市土木積算システム（以下「積算システム」という。）で使用する設計材料単価としてデータ化するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
積算システム及び設計材料単価データの改定を行うに当たり、年2回の一般資材単価については、膨大な量を更新する必要がある、納期が短い毎月改定の主要資材単価においては、積算システムで使用可能なデータを遅滞なく速やかに作成し、これらの単価を工事等の発注業務従事者に提供する必要がある。  
これらの業務遂行に当たっては、速やかに作業を進め、確実に期日までに作業を完了させなければならないため、設計材料単価の調査方法を熟知した、専門知識を有する者であることが不可欠であり、当該業務を遅滞なく履行する能力を有する事業者は、一般財団法人建設物価調査会（以下「建設物価調査会」という。）と一般財団法人経済調査会（以下「経済調査会」という。）の二者に限定されるところ、経済調査会からは辞退届が提出されたため、建設物価調査会が確実に期限内での契約履行を行うことができる唯一の事業者と判断する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市土木積算システム保守管理業務委託
- 2 担当所属名  
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区赤坂5丁目2番20号  
一般財団法人日本建設情報総合センター
- 6 契約金額（税込み）  
37,257,000円
- 7 契約内容  
本業務は、京都市土木積算システム（以下「積算システム」という。）の保守、管理及び障害発生時の早期対応等、積算システムを正常に機能させることを目的とする一連の業務である。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
積算システムの運用に当たっては、システムデータの配信、積算実務者からのシステム操作支援依頼、障害発生時の対応、さらにはデータの修正等の運用支援を適正かつ迅速に行う必要がある。  
また、積算システムに組み入れる基礎データ（国土交通省準拠の土木工事標準積算基準書及び基礎データ等）の年度及び月次改定におけるデータの作成及び更新作業も必要となる。  
さらに、土木工事標準積算基準書の改定等にも迅速に対応し、本市独自単価及び歩掛データ等をシステムに対応させるための開発、改良にも携わる必要がある。  
委託先の一般財団法人日本建設情報総合センターは、積算システムの開発事業者として、積算システムの詳細なプログラムの内容等について、十分な知識と技術力及び適正かつ確実に業務を遂行する能力を有し、既存の機能を損なうことなく業務を履行することが可能である唯一の事業者である。  
さらに、他の事業者が履行内容を実施し、積算システムに不具合が発生した場合は、その原因究明及び修理等の対応が困難となるとともに、その責任区分が不明確となる。  
以上により、また、本件は地方公共団体の物品等の特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける物品等の調達契約に該当することから、地方公共団体の物品等の特定役務の調達手続の特例第11条第1項第2号に該当するものとして随意契約を行うものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市公共物G I S メンテナンス業務
- 2 担当所属名  
建設局建設企画部監理検査課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地 明治安田生命ビル7F  
アジア航測株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
7,634,000円
- 7 契約内容  
平成17年4月から運用している「京都市公共物G I S」及び「市民窓口サービスタッチパネルシステム」、令和5年度から運用する「小規模道路附属物点検システム」を引き続き円滑に運用するため、当該システムの維持管理業務を行うとともに、部分的な機能改修及び操作研修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公共物G I Sは、本市が所管する各種業務に特化した業務機能を数多く搭載していることから、当該システムのメンテナンス業務（一部機能改修を含む。）にあたり、各種業務機能に障害等が発生した場合、本市の円滑な業務の遂行に多大な影響を与えることになる。  
このため、公共物G I Sの既存機能を損なうおそれがなく、確実に業務を履行し得るには、当該システムを熟知している者である必要があるが、当該システムを設計、開発し、著作権を有するアジア航測株式会社が、業務に対応できる唯一の事業者であるため、同社と随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
トンネル換気設備保守点検業務
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月2日から令和6年6月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号  
パナソニック環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,665,000円
- 7 契約内容  
稲荷山トンネルに設置してある、火災時の排煙に必要な換気設備全体の状態判定、目視等による点検整備や調整作業を伴う保守作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
換気設備はジェットファンと通信盤、換気連動盤、換気自動制御装置、換気動力盤で構成されており、いずれの設備も単独での動作はしておらず、独自のシステムにより換気システム一体として連動動作をしている。このため、換気システム全体の火災時の連動確認及び調整を伴う作業、点検整備は設置者以外の者が有し得ない専門的な知識や技術を必要とすることから、本業務を遂行できる委託者はパナソニック環境エンジニアリング株式会社以外に存在しないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
十条換気所昇降機設備整備業務委託（エレベータ）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日  
令和6年5月24日
- 4 履行期間  
令和6年5月25日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区東洞院通四条下ル元悪王子町51番地 東京建物四条烏丸ビルEAST  
フジテック株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,000,000円
- 7 契約内容  
十条換気所に設置してあるエレベータについて、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の整備及び耐震対策を実施することにより、安心・安全性を高めるために行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の整備及び耐震対策の実施を履行できるのは、昇降機設備の製作者であり、技術情報を有しているフジテック株式会社以外においては存在しないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
稲荷山トンネル電力防災中央装置保守点検業務
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日  
令和6年6月4日
- 4 履行期間  
令和6年6月5日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
関西日立株式会社  
京都府京都市伏見区竹田田中宮町14番地
- 6 契約金額（税込み）  
13,640,000円
- 7 契約内容  
稲荷山トンネルの電力設備及び防災設備、動作故障記録等を監視するシステムの診断及び模擬信号等を用いた総合的な動作確認、サーバーの点検等の定期保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該定期保守は、システム設置者以外の者が有し得ない専門的な技術情報を必要とし、本委託業務を実施できる者は、システム設置者である関西日立株式会社以外に存在しないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
十条換気所受変電設備整備業務委託（マルチリレー更新）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日  
令和6年8月21日
- 4 履行期間  
令和6年8月22日から令和7年12月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東芝インフラシステムズ株式会社  
大阪市北区角田町8-1
- 6 契約金額（税込み）  
27,060,000円
- 7 契約内容  
十条換気所受変電設備の状態を常に計測しているマルチリレーの更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該整備業務委託は、機器の更新と同時に受変電設備の制御システムを再設定する必要があるため、その技術情報を有し、制御システムの詳細を熟知した受変電設備の製造者でないと更新ができないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
（単価契約）電力の供給（十条換気所）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）45,366,953円
- 7 契約内容  
十条換気所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
入札参加意思を示す事業者がいなかったため入札を実施せず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市建設局における夜間・休日電話受付業務委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号  
株式会社NTTマーケティングアクトP r o C X
- 6 契約金額（税込み）  
76,230,000円
- 7 契約内容  
土木みどり事務所（8事務所）、南部区画整理事務所及び自転車政策推進室の夜間・休日の電話受付業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
一般競争入札を実施したが、応札した1者が無効となり、入札不成立となったため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
複数の相手方から見積書を徴取することが困難であったため、無効な入札を行った者について、要件を満たしていることを確認し、契約の相手方として選定した。  
なお、提出された見積金額は予定価格を下回る金額であったが、更に低廉な価格での契約が可能か価格交渉を行った結果、これ以上の低廉な価格での契約は業務の履行が困難になるため不可能であるとの回答を得たため、同社と随意契約を締結した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
道路情報提供装置保守点検業務委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部土木管理課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市福島区海老江6丁目6番7号  
名古屋電機工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5, 170, 000円
- 7 契約内容  
市内道路上に設置されている道路情報提供装置とこれらを遠隔操作するシステムについて、保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
道路情報提供装置と遠隔操作するシステムは密接に関連しており、システムを構築した者でなければ故障発生時において原因究明等が困難となることから、システム構築を行った名古屋電機工業株式会社に委託した。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度上花山跨線橋他2橋点検業務委託（東海旅客鉄道）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日  
令和6年6月28日
- 4 履行期間  
令和6年6月29日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号  
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
15,477,000円
- 7 契約内容  
東海旅客鉄道株式会社の軌道敷内上空に架橋している上花山跨線橋他2橋について、橋りょう定期点検を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
点検実施範囲が新幹線線路内における作業となるため、東海旅客鉄道(株)と事前協議を行った結果、新幹線線路内における橋りょう本体の点検については、線路内の安全確保及びセキュリティ確保のため、「新幹線工事等保安関係標準示方書」に基づく工事従事員資格を有し、新幹線の運行保安及び施設管理に精通している業者による点検業務の実施を求められた。  
上記条件を全て満たす業者は、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社の1社のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大塚跨線橋補修設計業務委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日  
令和6年7月10日
- 4 履行期間  
令和6年7月11日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号  
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,790,000円
- 7 契約内容  
東海旅客鉄道株式会社の東海道新幹線軌道敷内上空に架橋している大塚跨線橋について、橋りょう補修設計（補修設計及び設計に伴う調査・測量業務）を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
橋りょう補修設計業務の実施範囲について、新幹線線路内における作業となるため、東海旅客鉄道株式会社と事前協議を行った結果、新幹線線路内における橋りょう本体の補修設計業務については、線路内の安全確保及びセキュリティ確保のため、「新幹線工事等保安関係標準示方書」に基づく工事従事員資格を有し、新幹線の運行保安及び施設管理に精通している業者による設計業務の実施を求められた。  
上記条件を全て満たす業者は、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社の1社のみが該当するため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度嵐山高架橋他1橋点検業務委託（京福電気鉄道）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部橋りょう健全推進課
- 3 契約締結日  
令和6年8月22日
- 4 履行期間  
令和6年8月23日から令和6年12月31日から
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区烏丸通三条上る場之町596番地 エスメラルダ709  
株式会社かんこう
- 6 契約金額（税込み）  
5,610,000円
- 7 契約内容  
京福電気鉄道株式会社の軌道敷内上空に架橋している嵐山高架橋他1橋について、橋りょう定期点検を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
点検実施範囲が、京福嵐山線線路内における作業となるため、京福電気鉄道株式会社と事前協議を行った結果、線路内における橋りょう本体の点検については、線路内の安全確認及びセキュリティ確保のため、京福電気鉄道株式会社の土木構造物に精通している指定業者（株式会社かんこう）による点検業務を実施することとなったため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
西羽東師排水機場ほか維持補修（非常用自家発電設備整備）工事
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年8月23日
- 4 履行期間  
令和6年8月24日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市潮江1丁目3番30号  
ヤンマーエネルギーシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
18,700,000円
- 7 契約内容  
西羽東師排水機場及び洲崎排水機場の非常用自家発電設備の分解整備及び制御盤整備工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
非常用自家発電設備の整備に当たって適切に分解整備及び部品交換を行うには、設計製作メーカーのみが有している使用部品の詳細な情報や独自の技術、蓄積されたデータが必要であるが、これらの情報は非公開であることから、設計製作メーカー以外が整備を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

# 積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 京都市伏見区淀樋爪町634番地の1 ほか

路線名又は河川名等

工 事 名 西羽束師排水機場ほか維持補修（非常用自家発電設備整備）工事

工 期 契約日の翌日から令和 7年 3月14日まで

事 業 課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

工事概要

非常用自家発電設備整備				式	1

施工理由

当該工事は、西羽束師排水機場及び洲崎排水機場の非常用自家発電設備が設置から西羽束師排水機場は19年、洲崎排水機場は16年経過しているため、分解と整備及び部品交換を実施するものである。

		設計額
工事費		22,913,000 円
内訳	工事価格	20,830,000 円
	消費税相当額	2,083,000 円
支給品費		0 円

京都市 建設局

# 積算内訳書（本01）

工事名	西羽束師排水機場ほか維持補修（非常用自家発電設備整備）工事			事業区分	機械設備
	工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳
製作工	式	1	299,000		
製作原価	式	1	299,000		
直接製作費	式	1	299,000	労務費	1 式
間接労務費	式	1	269,000		
純製作費	式	1	568,000		
工場管理費	式	1	198,000		
製作原価	式	1	766,000		
据付工	式	1	7,744,246		
揚排水ポンプ設備輸送工	式	1	48,000		
輸送工	式	1	48,000	揚排水ポンプ設備輸送	1 式
揚排水ポンプ設備据付	式	1	7,696,246		
揚排水ポンプ据付工	式	1	7,696,246	材料費 補助材料費 労務費 処分費等	1 式 1 式 1 式 1 式
直接工事費	式	1	7,744,246		
共通仮設	式	1	1,442,000		
共通仮設費（率計上）	式	1	1,442,000		
純工事費	式	1	9,186,246		
現場管理費	式	1	2,170,000		



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
洛南排水機場維持補修（3号ガスタービン整備）工事
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年6月17日
- 4 履行期間  
令和6年6月18日から令和7年6月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号  
株式会社日立インダストリアルプロダクツ
- 6 契約金額（税込み）  
59,400,000円
- 7 契約内容  
3号ポンプ駆動用ガスタービンの分解整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本工事で整備するガスタービンは、主ポンプと接続される減速機を回転させるための原動機である。ガスタービンは汎用品ではなく、仕様決定や設計、主ポンプとの一体的な運転調整を適切に行うためには、設計施工メーカーのみが有している独自の技術や蓄積されたデータが必要であるが、これらの情報は非公開であることから、設計施工メーカー以外が整備を行うことができないため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

# 積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 京都市伏見区横大路千両松町 地内

路線名又は河川名等

工 事 名 洛南排水機場維持補修（3号ガスタービン整備）工事

工 期 契約日の翌日から令和 7年 6月13日まで

事 業 課（所）名 河川整備課

京都市 建設局

工事概要

3号ガスタービンの整備			式	1
3号ガスタービンの分解整備	式	1		

施工理由

洛南排水機場の3号ポンプ駆動用のガスタービンは、設置後約30年を経過しており、経年劣化が進んでいる。  
 本工事は、3号ポンプ駆動用のガスタービンの分解整備を行い、整備部品のうち、一部の部品については、工場へ持ち帰り整備し、機能の回復を図る。

		設計額
工事費		61,864,000円
内訳	工事価格	56,240,000円
	消費税相当額	5,624,000円
支給品費		0円

京都市 建設局

# 積算内訳書 (本01)

工事名	洛南排水機場維持補修（3号ガスタービン整備）工事			事業区分 工事区分	機械設備 製作工
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
製作工	式	1	4,843,020		
揚排水ポンプ設備製作	式	1	4,843,020		
主原動機	式	1	4,843,020	材料費（工場整備機器） 労務費	1 1 式 式
間接労務費	式	1	2,098,000		
純製作費	式	1	6,941,020		
工場管理費	式	1	1,550,000		
製作原価	式	1	8,491,020		
据付工	式	1	22,592,745		
揚排水ポンプ設備輸送工	式	1	273,000		
輸送工	式	1	273,000	輸送費	1 式
揚排水ポンプ設備据付	式	1	22,319,745		
揚排水ポンプ据付工	式	1	22,319,745	材料費（現地整備用部品） 労務費	1 1 式 式
直接工事費	式	1	22,592,745		
共通仮設	式	1	3,327,000		
共通仮設費（率計上）	式	1	3,327,000		
純工事費	式	1	25,919,745		
現場管理費	式	1	6,124,000		
据付間接費	式	1	2,995,000		



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
泰長老排水機場維持補修（遠隔操作盤更新ほか）工事
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
（当初）令和6年3月13日  
（変更後）令和6年6月26日
- 4 履行期間  
令和6年3月14日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区静海市原町469番地4  
岩崎電気工事株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）10,010,000円  
（変更後）10,060,600円
- 7 契約内容  
泰長老排水機場における遠隔操作盤の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
一般競争入札により締結する予定であったが、応札した2者共が無効（最低制限価格を下回る入札）であったので入札不成立となったため。なお、（変更後）については、新公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置に基づく請負代金額の変更を実施した。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8に応札した者による見積合わせを経て、予定価格の範囲内で最低の価格（ただし、最低制限価格以上）の金額で入札を行った事業者を選定した。
- 11 その他

# 積算内訳書

事業年度 令和5年度

工事場所 京都市伏見区桃山町泰長老

路線名又は河川名等

工事名 泰長老排水機場維持補修(遠隔操作盤更新ほか)工事

工期 契約日の翌日から令和7年3月14日まで

事業課(所)名 河川整備課

京都市 建設局

工 事 概 要

遠隔操作盤更新				式	1
配線		式	1		
既設機器等撤去		式	1		
試運転調整		式	1		

施 工 理 由

泰長老排水機場の遠隔操作盤は、設置後21年が経過し老朽化が進んでいる。当該設備の更新を実施し、機能回復を図るものである。

		設 計 額
工 事 費		10,681,000 円
内 訳	工 事 価 格	9,710,000 円
	消 費 税 相 当 額	971,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

## 積算内訳書(本01)

工 事 名	泰長老排水機場維持補修(遠隔操作盤更新ほか)工事				事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
排水機場維持補修								
機器費		式	1		5,686,000			
工事原価	(据付工事原価+設計技術費)	式	1		3,337,484			
据付工事原価	(直接工事費+間接工事費)	式	1		2,918,790			
直接工事費		式	1		1,121,824			
輸送費		式	1		62,400			
材料費		式	1		5,003			
労務費		式	1		260,100			
直接経費		式	1		688,659			
仮設費		式	1		105,662			
間接工事費		式	1		1,796,966			

## 積算内訳書(本01)

工 事 名	泰長老排水機場維持補修(遠隔操作盤更新ほか)工事				事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		485,108			
現場管理費		式	1		1,088,000			
据付間接費		式	1		223,858			
設計技術費		式	1		418,694			
一般管理費等		式	1		686,516			
工事価格	(機器費+工事原価+一般管理費等)	式	1		9,710,000			
消費税等相当額(10%)		式	1		971,000			
請負工事費	(工事価格+消費税等相当額)	式	1		10,681,000			

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
（単価契約）産業廃棄物（浚渫汚泥）処分業務委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区上鳥羽苗代町28番地  
株式会社田端工業
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）7,567,560円
- 7 契約内容  
小栗栖排水機場に堆積している泥状の土砂等を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、処分契約するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務における浚渫汚泥の処分を実施するには、汚泥の処分業の許可を受けている必要があるが、現在、汚泥の処分業の許可を京都市から受け、京都市内に処分施設を有している市内業者（10者）へ対し現地調査の上、聞き取りを行ったところ、小栗栖排水機場の浚渫汚泥を受け入れ可能と回答が取れた事業者は、1者（株式会社田端工業）のみであったため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
洲崎排水機場ほか監視操作制御設備クラウドサービス通信回線契約
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区平野町三丁目2番13号平野町中央ビル  
荏原実業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,900,000円
- 7 契約内容  
本市が所管する洲崎排水機場ほか11か所の排水機場監視操作制御設備を遠隔監するためのクラウドサービス通信回線契約である。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件で契約する通信回線は、洲崎排水機場ほか監視操作制御設備整備業務委託において整備した設備に通信回線を供給するものである。洲崎排水機場ほか監視操作制御設備整備業務委託については、ランニングコスト（本件に該当）を含めた提案（経費見積書の提出）を評価する総合評価一般競争入札方式により受注者の選定を行っており、契約の相手方を予定しているものであるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
自家用電気工作物保安管理業務委託（新川排水機場他 2 2 件）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 履行期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区太融寺町 1 番 1 7 号梅田アスカビル  
近畿電設サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
20, 160, 360円
- 7 契約内容  
電気事業法第 4 3 条第 1 項に基づく同施行規則第 5 2 条第 2 項の規定により、京都市が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の契約については、一般競争入札により締結する予定であったが、応札した 1 者は入札参加資格がなく無効となり、入札不成立となったため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 9 号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
複数の事業者に見積合わせの依頼を行ったが、見積合わせに参加希望した事業者が 1 者のみであったため、価格交渉を行った上で、その事業者を選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅八条口拠点広場設備等管理業務委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10  
京都シティ開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
23,673,100円
- 7 契約内容  
京都駅八条口広場及び南北自由通路の各種設備点検業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該設備の遠隔監視及び防犯・防火設備は、アバンティビル地下1階の防災センターでアバンティビル附属設備と一括管理を行っており、アバンティビルの維持管理業務と不可分の関係にあることから、アバンティビル防災センターの維持管理業務を行っている事業者に委託する必要があるため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路設備管理業務委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10  
京都シティ開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,872,500円
- 7 契約内容  
京都市八条通横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路の設備管理業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該設備の遠隔監視及び防犯・防火設備は、アバンティビル地下1階の防災センターでアバンティビル附属設備と一括管理を行っており、アバンティビルの維持管理業務と不可分の関係にあることから、アバンティビル防災センターの維持管理業務を行っている事業者へ委託する必要があるため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
嵯峨嵐山駅自由通路昇降機設備整備業務委託（エスカレーター１・２号機）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和６年７月１日
- 4 履行期間  
令和６年７月２日から令和７年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番地４３  
東芝エレベータ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
５, ６４３, ０００円
- 7 契約内容  
嵯峨嵐山駅自由通路に設置されているエスカレーター１号機・２号機の部品取替整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
嵯峨嵐山駅自由通路に設置されているエスカレーターは、交通バリアフリーの要として必要不可欠な道路附属施設で、安全かつ適正な維持管理が道路管理者に求められる。さらに、不特定多数の人が常に利用する駅施設への通路としての機能も有するため、エスカレーター１・２号機の部品取替整備を実施することにより、より安心・安全性を高める必要がある。  
今回エスカレーターを整備するにあたり、製造者の部品を用いる必要があり、かつ、取替作業もメーカーの蓄積された技術が必要不可欠であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記８のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅八条口拠点広場ほか昇降機設備整備業務委託（エスカレーター6台）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年7月2日
- 4 履行期間  
令和6年7月3日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
三菱電機ビルソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
19,800,000円
- 7 契約内容  
京都駅八条口広場（4台）・京都市八条通地下横断道（2台）のエスカレーターの部品整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
JR京都駅の八条口に整備されている拠点広場と八条通を地下で縦断する地下歩道は、通行の用に供する施設である。また、拠点広場及び地下歩道に設置されたエスカレーターは通行時のバリアフリーの要として必要不可欠な道路付属設備で、安全かつ適切な維持管理が道路管理者に求められる。さらに、不特定多数の人が常に利用する通路としての機能も有するため、エスカレーターの部品取替整備を実施することにより、より安心・安全性を高める必要がある。  
今回エスカレーターを整備するにあたり、製造者の部品を用いる必要があり、かつ、取替作業もメーカーの蓄積された技術が必要不可欠であるため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給（京都市小栗栖排水機場ほか6 機場）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）19,319,864円
- 7 契約内容  
小栗栖排水機場ほか6 機場への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
電力事業者から入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給（京都市淀排水機場）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）7,451,251円
- 7 契約内容  
淀排水機場への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
電力事業者から入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給（京都市洛南排水機場）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部河川整備課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）14,664,419円
- 7 契約内容  
洛南排水機場への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
電力事業者から入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
道路交通情報に関する業務の委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部道路河川管理課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号  
公益財団法人日本道路交通情報センター
- 6 契約金額（税込み）  
5,714,500円
- 7 契約内容  
京都市が管理する道路について、京都市等より収集した以下の各種情報を整理し、広報媒体等を通じて道路利用者に提供し、又は、直接電話等による問い合わせに応じるものとし、時期を失しないよう確実な情報業務を行うもの。
  - (1) 道路構造に関する情報
  - (2) 道路工事に関する情報
  - (3) 道路危険箇所に関する情報
  - (4) 降雨、積雪等に関する情報
  - (5) 台風、降雨等その他異常気象、又は災害による交通規制に関する情報
  - (6) 工事及び災害等によるルート変更情報
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益財団法人日本道路交通情報センターは、全国の警察・道路管理者からの道路情報を整理、分析し、テレビ・ラジオ放送等の広報媒体を通じて道路利用者に提供し、又は、直接電話・FAXによる問い合わせに応じるなど迅速確実な業務を行い、道路利用者に対するサービスの向上を図っている唯一の組織であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

みやこ夢てらす、(サングァーデン含む) 八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路清掃等業務委託

2 担当所属名

建設局土木管理部南部土木みどり事務所

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市山科区上野御所ノ内町16番地の10  
京都シティ開発株式会社

6 契約金額(税込み)

21,343,300円

7 契約内容

駅利用者の通路として、毎日多くの市民や観光客が利用する、みやこ夢てらす、(サングァーデン含む) 八条通地下横断歩道及び京都駅新幹線下自由通路を常に快適な空間として保持し、安全を確保するため巡視・巡回警備及び日常清掃等の業務を行う。

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

清掃業務などの日常業務を実施するに当たっては、巡視・巡回警備との連携を図りながら、安全面や衛生面においても迅速かつ効率的に対応することが必要であるが、異常監視等を行うために必要となる通路監視設備及び防災設備等については、アバンティビル内の防災センターにおいて一括集中管理するよう設計されている。

また、アバンティ内防災センターには清掃員等が常駐しており、本委託箇所にて緊急が発生した際に迅速かつ効率的な対応が可能となる等、日常業務において連携を図ることができる。

これらのことから、アバンティビル内の防災センターで保守管理業務を請け負う、京都シティ開発と随意契約するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
桂川駅東西自由通路清掃等業務委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部南部土木みどり事務所
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原4丁目4番44号  
株式会社JR西日本メンテック
- 6 契約金額（税込み）  
5,694,810円
- 7 契約内容  
駅利用者等の通路として、毎日1万人以上の市民が利用する自由通路を常に快適な空間として保ち、安全を確保するため日常清掃等の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
JR東海道線桂川駅と一体の構造物として設置されている東西自由通路は、2層の建築物であり、2階通路部においてJR東海道線の軌道を跨ぐ構造となっている。日常のガラス清掃作業に際してJR東海道線の軌道時期への影響を及ぼさないために、ガラス清掃に際してのJR西日本との日程調整、桂川駅との密接な連携、軌道上の作業を含むため一般社団法人日本鉄道運輸サービス協会が認定する作業安全責任者の資格等の必須条件等、また、駅舎の消防施設の点検に関してはJR西日本メンテックが受託する予定であり、消防設備の一部に関しては駅舎と自由通路は連動していることにより、自由通路に関しても万一の災害時に消防設備の確実な作動を確保し、市民の安全を守るためには、同一業者による管理が不可欠であるため、西日本旅客鉄道株式会社の100%子会社である株式会社JR西日本メンテックと随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
道路環境維持（堤防敷除草）（その2）作業委託

2 担当所属名  
建設局土木管理部南部土木みどり事務所

3 契約締結日  
令和6年4月30日

4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和6年12月20日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区淀池上町29番地  
株式会社荒木飼料店

6 契約金額（税込み）  
6,215,000円

### 7 契約内容

本委託は、近畿地方整備局淀川河川事務所・桂川出張所管内にある「一般府道水垂上桂線他（京都市南区久世川原町他地内）」において、本市と国土交通省近畿地方整備局との覚書「河川と道路の効用を兼ねる施設の管理」に基づき、本市管理部分（兼用道路の路肩より1.0mの法面）の草刈等を行うものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草工事が、国土交通省近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草工事という性格上、本委託と同区間を同時期に施工することとなる。本委託と国土交通省近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の人員機材が複数配備されることにより作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事施工範囲の拡大が生じるおそれがある。

そこで、人員機材等を統一し効率的な作業を行うことで、無用な工期の遅延を避けるとともに安全で円滑な工事を実施するために、本委託を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約するものである。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記随意契約の理由により、今年度の近畿地方整備局発注の除草工事の受注者である株式会社荒木飼料店と随意契約するものである。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
道路環境維持（堤防敷除草）業務委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部西部土木みどり事務所
- 3 契約締結日  
令和6年4月30日
- 4 履行期間  
契約日の翌日から令和6年12月16日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区淀池上町29番地  
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）  
8,195,000円
- 7 契約内容  
桂川堤防敷における本市管理部分（兼用道路の路肩より外側へ1.0mの範囲）についての、除草を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本箇所においては、法面の除草作業が近畿地方整備局によって毎年発注されており、本市管理部分と併せた除草作業が同区間・同時期に集中することとなる。  
2つの作業を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることにより作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事占有範囲の拡大が生じるおそれがある。  
そこで、人員機材等を統一し効率的な作業を行うことで、円滑な施工を実施するために、本工事を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
嵯峨嵐山駅自由通路清掃等業務委託
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部西部土木みどり事務所
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原4丁目4番44号  
株式会社JR西日本メンテック
- 6 契約金額（税込み）  
5,497,800円
- 7 契約内容  
床面積 677m<sup>2</sup>（延長85m、幅5m）  
（1階通路、2階通路、階段、エレベーター、エスカレーター）
  - ①清掃業務
    - ・ 常時清掃：毎日2回（床面等）
    - ・ 特別清掃：年12回（内壁・外壁等）
    - ・ 臨時清掃：その都度
  - ②設備点検整備業務（簡易的な維持補修）
    - ・ 給水設備：受水槽、給水ポンプ
    - ・ 電気設備：電源ボックス、照明器具（電球交換）
    - ・ 防災設備：消火器、屋内消火栓、火災警報設備等
  - ③機械管理業務（NTT回線による通報システム）
    - ・ 火災発生時等における365日24時間対応を行う。
  - ④設備定期点検業務
    - ・ 消防設備定期点検 : 年2回
    - ・ 給水設備点検 : 年2回
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

JR山陰本線嵯峨嵐山駅と一体の構造物として設置されている自由通路は、2層の建築物であり、2階通路部においてJR山陰本線の軌道を跨ぐ構造となっている。

2階通路部の壁面は、駅施設（駅務室、券売機及び改札等）以外は、ガラス窓を含むガラス壁面

を多用する構造となっており、採光に優れ、外気も存分に取り入れられる、明るくて快適な空間を形成している。

本件は、駅利用者等の通路として、毎日約1万人以上の市民が利用する自由通路を常に快適な空間として保持し、安全を確保するために日常清掃等の業務を委託するものであるが、ガラス窓の清掃作業に際して軌道敷へ影響を及ぼさないためには、以下に示す事項が必須となる。

- (1) 鉄道の運行日程及びダイヤに合わせて作業を行うため、J R西日本との綿密な調整
- (2) 嵯峨嵐山駅との密接な連携
- (3) 軌道上若しくは軌道に近接する作業が含まれているため、社団法人車両整備協会が認定する作業安全責任者の資格と合わせて、J R西日本の社内資格を取得している作業主任者の確保
- (4) 鉄道事故防止のために危険予測訓練等適切な教育を受けた安全誘導員の確保
- (5) 万一不測の事態が発生した際に事故発生リスクを最小限に留めるために、J R西日本との緊急連絡を迅速かつ的確に行うことが可能な体制

また、消防法第17条に基づき自由通路における安全性を維持するため、清掃作業により毎日、自由通路を巡回確認している清掃業者に消防設備等の保守点検管理業務も合わせて委託を行うが、火災発生時において重要な初動活動をより万全なものとするためには、駅舎と自由通路で相互に連携して初動活動に当たれる体制を担保しておく必要がある。

これらのことより、J R西日本との調整等を確実に行うことが出来、人命にかかわる不測の事態が発生した場合、より安全な対応を取ることが出来るのはJ R西日本の100%子会社である株式会社J R西日本メンテックであり、株式会社J R西日本メンテックを委託契約先とする。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
道路環境維持作業（桂川河川敷）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部西京土木みどり事務所
- 3 契約締結日  
令和6年4月4日
- 4 履行期間  
令和6年4月5日から令和6年12月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区淀池上町29番地  
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）  
7,040,000円
- 7 契約内容  
国土交通省が管理している桂川において、その堤防敷内の本市認定道路の除草作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市認定道路の範囲については、本市が除草作業を実施しており、それ以外の国土交通省の管理範囲（桂川）の除草作業については、国土交通省が実施している。  
堤防敷内の除草という業務の性質上、管理者を問わず、一定の作業範囲を連続して実施する必要があるが、本市と国土交通省が、除草作業をそれぞれ実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行った後、直ちに他方が残り範囲の除草作業を行う必要があること、各業者の作業範囲が輻輳することなどにより、作業進捗の遅れが生じる原因になる。  
以上の理由から、国土交通省の除草作業と一体的かつ効率的な作業を実施し、無用な作業の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するため、国土交通省が発注する除草作業の受注者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

# 積 算 内 訳 書

事 業 年 度 令和 6年度

工 事 場 所 京都市西京区桂浅原町他地内

路線名又は河川名等

工 事 名 道路環境維持作業（桂川河川敷）

工 期 契約日の翌日から令和 6年12月13日まで

事 業 課（所）名 西京土木みどり事務所

京都市 建設局

工事概要

作業面積			m2	15,000	
堤防除草工	m2	37,200	塵芥処理工	m2	37,200

施工理由

本作業は、河川敷上に占用して設けられている認定道路の除草作業であり、本市と国土交通省近畿地方整備局との「道路と河川の効用を兼ねる施設の管理に関する覚書」に基づき、桂川河川敷内における本市認定道路（兼用工作物）の路肩より法長1mの範囲で法面除草を行い、兼用工作物の管理と通行車両及び歩行者の安全確保を図るものである。

		設計額
工事費		7,678,000 円
内訳	工事価格	6,980,000 円
	消費税相当額	698,000 円
支給品費		0 円

京都市 建設局

# 積算内訳書 (本01)

工事名	道路環境維持作業 (桂川河川敷)			事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
河川維持	式	1	3,603,996		
除草工	式	1	3,151,956		
堤防除草工	式	1	3,151,956	除草 37,200 m2 除草機種:肩掛式,飛散防止措置:有り 集草 37,200 m2 集草機種:人力 積込・荷卸 37,200 m2 機種:ダンプトラック 2t積級 梱包無し 運搬(堤防除草)・除草処分 37,200 m2 運搬機械:ダンプトラック,梱包の有無:無し,処分費含む	
清掃工	式	1	174,840		
塵芥処理工	式	1	174,840	散在塵芥処理 37,200 m2 作業区分:収集・集積・積込み・運搬,処分費含む	
仮設工	式	1	277,200		
交通管理工	式	1	277,200	交通誘導警備員 21 人日 B	
直接工事費	式	1	3,603,996		
共通仮設	式	1	369,000		
共通仮設費 (率計上)	式	1	369,000		
純工事費	式	1	3,972,996		
現場管理費	式	1	1,701,000		
工事原価	式	1	5,673,996		
一般管理費等	式	1	1,306,004		
工事価格	式	1	6,980,000		



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所 桂川出張所管内
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
- 3 契約締結日  
令和6年5月17日
- 4 履行期間  
令和6年5月18日から令和7年3月14日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区淀池上町29番地  
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）  
6,842,000円
- 7 契約内容  
堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。  
そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所 伏見出張所管内（その1）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
- 3 契約締結日  
令和6年5月17日
- 4 履行期間  
令和6年5月18日から令和7年3月14日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区大原野小塩町842番地  
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
19,041,000円
- 7 契約内容  
堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。  
そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
道路環境維持作業（堤防除草）近畿地方整備局淀川河川事務所 伏見出張所管内（その2）
- 2 担当所属名  
建設局土木管理部伏見土木みどり事務所
- 3 契約締結日  
令和6年5月17日
- 4 履行期間  
令和6年5月18日から令和7年3月14日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区淀池上町29番地  
株式会社荒木飼料店
- 6 契約金額（税込み）  
2,717,000円
- 7 契約内容  
堤防上の道路の路肩部分の除草を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本箇所においては、本市管理部分を除いた法面の大部分の除草作業が、近畿地方整備局によって毎年発注されており、除草作業という性格上、本作業と同区間を同時期に施工することとなる。本作業と近畿地方整備局発注工事を別々の業者にて実施した場合、一方が他方の施工範囲を残して除草作業を行ったあと、直ちに他方が残りの部分の除草作業を行うという作業手順となること、各業者の同種同様の人員機材が複数配備されることで作業現場が輻輳することなどにより、無用な工程の遅れや工事占用範囲の拡大が生じるおそれがある。  
そこで、近畿地方整備局発注工事と一体的に効率的な作業を実施し、無用な工期の遅延を避けるとともに、安全で円滑な作業を実施するために、本作業を近畿地方整備局発注の除草工事の受注者と随意契約することとする。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
3・3・132向日町上鳥羽線及び3・5・183牛ヶ瀬馬場線道路整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務
- 2 担当所属名  
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日  
令和6年4月30日
- 4 履行期間  
令和6年5月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
83,479,000円
- 7 契約内容  
向日町上鳥羽線他の工事予定箇所における埋蔵文化財の発掘調査及び出土した遺構・出土品の整理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件は、3・3・132向日町上鳥羽線及び3・5・183牛ヶ瀬馬場線道路整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査を行うものである。  
付近は溝路遺跡に指定されており、本事業に先立ち試掘調査を実施した結果、溝路遺跡に関連する遺構・遺物が確認されたため、本件の範囲は埋蔵文化財発掘調査が必須であると本市文化財保護課より判断された。  
埋蔵文化財の発掘調査については、（1）本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識を有すること、（2）市内で継続して発掘調査を実施していること、（3）履行に必要な人員・機材等を保有していることの3つの条件をすべて満たす者である必要がある。  
また、平成18年12月8日付け「契約事務に関する手続き等の改正等について（通知）」（理財局長）に基づき文化財保護課と協議したところ、候補者は3者に限られることが明らかとなった。  
そこで、3者に本件に係る委託条件を満足していること及び契約締結の意向を確認したところ、本件を実施できる者は公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所のみであったため、同法人と随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
向日町上鳥羽線他分筆登記等業務委託
- 2 担当所属名  
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日  
令和6年5月31日
- 4 履行期間  
令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）  
6,079,700円
- 7 契約内容  
向日町上鳥羽線他において、事業用地取得のための分筆登記業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法に設立が規定され、官公署の依頼を受けて、土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続き又はこれに係る審査請求の手続きを行うことをその業務とする公益法人であり、京都市域においては、本協会以外に存在しない。  
土地家屋調査士を営む個人に委託した場合には、事故等により業務の遂行に支障をきたす恐れがあるが、本協会には多数の土地家屋調査士が所属しているため安全な業務の遂行が可能である。  
以上の理由により、本業務遂行の確実性があることから本協会と随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
3・3・184鴨川東岸線（第3工区）JR西日本橋脚概略設計他業務委託
- 2 担当所属名  
建設局道路建設部道路建設課
- 3 契約締結日  
令和6年9月25日
- 4 履行期間  
令和6年9月26日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区西中島五丁目4番20号  
ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
59,400,000円
- 7 契約内容  
鴨川東岸線の道路整備に伴い影響が生じるJR西日本橋脚の概略設計を行い、改築構造を確定するとともに、疏水路改築等の近接施工の影響解析を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
JR東海道本線交差部に存在するJR西日本のレンガ橋脚は、道路計画高が低くなることにより基礎が露出することから、現行基準に準拠した改築構造を検討する必要がある。また、疏水路改築や仮設時においてJR西日本の構造物に対して近接施工の影響が懸念されることから、直近でボーリング調査を行い、FEM解析により定量的に影響を把握する必要がある。  
更に、安全性として在来線の運行に支障が生じない施工計画及び計測管理計画の立案、セキュリティとして社外秘となっている橋脚諸元や建設時の資料を活用した橋脚概略設計実施の観点からJR西日本に精通した業者へ委託する必要がある。  
そのため、本業務の実施に当たっては、下記の条件を満たす必要がある。
  1. JR西日本所有の橋脚における改築の詳細設計、又は概略設計（設計計算を伴わないものは除く）の実績を有していること。
  2. 安全及びセキュリティ確保が担保できるJR西日本に精通した業者であること。上記の条件を満たすのはジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社のみであるため、同社と随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

3・3・184鴨川東岸線（第3工区）JR東海下部工概略設計業務委託

### 2 担当所属名

建設局道路建設部道路建設課

### 3 契約締結日

令和6年9月26日

### 4 履行期間

令和6年9月27日から令和8年3月13日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

名古屋市中村区名駅五丁目33番10号  
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

30,250,000円

### 7 契約内容

鴨川東岸線の道路整備に伴い影響が生じるJR東海下部工の概略設計を行い、安全性を確認するとともに、排水路改築等の近接施工の影響解析を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

JR東海道新幹線交差部の、排水路東側に存在する橋台及び師団街道西側に存在する橋脚は、道路計画高が低くなることで耐荷性能が低下する恐れがあることから、対策の要否を検討する必要がある。また、排水路改築や仮設時においてJR東海の構造物に対して近接施工の影響が懸念されることから、FEM解析により定量的に影響を把握する必要がある。

更に、安全性として新幹線の運行に支障が生じない施工計画検討、セキュリティとして社外秘となっている下部工諸元や建設時の資料を活用した橋台及び橋脚概略設計実施の観点からJR東海に精通した業者へ委託する必要がある。

そのため、本業務の実施に当たっては、下記の条件を満たす必要がある。

1. JR東海所有の下部工における詳細設計、又は照査設計の実績を有していること。
2. 安全及びセキュリティ確保が担保できるJR東海に精通した業者であること。

上記の条件を満たすのはジェイアール東海コンサルタンツ株式会社のみであるため、同社と随意契約を行った。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和4年度河原町通電線共同溝新設工事委託
- 2 担当所属名  
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和5年3月23日  
(変更①) 令和6年3月13日 (工期のみ)  
(変更後) 令和6年9月11日 (金額のみ)
- 4 履行期間  
(当初) 令和5年3月24日から令和6年3月15日まで  
(変更①) 令和5年3月24日から令和6年9月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号  
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 25,536,500円  
(変更後) 33,029,700円
- 7 契約内容  
本工事は、電線共同溝新設工事に伴う連系管路、連系設備の敷設工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
(変更理由 ※金額変更)  
当初は、現況の架空線の引込位置を基に、管路を引込む予定だったが、契約後、地権者と協議をしたところ、沿道の16件中6件の家屋において、引込位置を変更する必要が生じた。また、沿道施設が所有する私道について、連系設備設置するための掘削をしたところ、門柱の基礎が想定以上に大きく、敷設する管路に干渉することが判明したため、埋設管路のルートを変更する必要が生じた。これらに伴って、管路工、舗装版撤去工、掘削工等が増加するため。  
また、一方通行規制箇所について、当初は片側規制して施工する予定だったが、付近の宿泊施設との協議の結果、宿泊施設の送迎バスが通行できないことが判明したため、一方通行規制を解除する必要が生じた。これについて、交通管理者との協議の結果、交通誘導警備員を追加で配置する必要が生じたため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

連系設備工事について、規定曲管を使用して適正な立上位置への配管を行うには高度な専門知識等が要求されることから、基準に適合した施工ができるのは電線管理者のみである。また、連系管路、連系設備の工事を一体施工することにより、掘削作業等を一度で終えることが可能となり、地元負担の軽減等の効果が明らかである。

以上の理由から、電線管理者であるエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社と随意契約を行う。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度河原町通電線共同溝新設工事委託
- 2 担当所属名  
建設局道路建設部道路環境整備課
- 3 契約締結日  
令和6年9月18日
- 4 履行期間  
令和6年9月19日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区東天満一丁目1番19号  
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
34,653,300円
- 7 契約内容  
本工事は、電線共同溝新設工事に伴う連系管路、連系設備、引込管路を設置する工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
連系設備工事について規定曲管を使用して適正な立上位置への配管及び電柱への固定、立上げ高さの規定について電線管理者独自の基準があり、高度な専門知識、豊富な経験、洗練された技術が要求されることから、基準に適合した施工ができるのは電線管理者のみである。  
また、連系管路、連系設備、引込管路の工事を一体施工することにより、掘削作業や埋設物の確認等を一度で終えることが可能となることから、工事費の削減、工期短縮、安全円滑な施工及び地元負担の軽減等の効果が明らかである。  
以上の理由から、電線管理者であるエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
街路樹危険木対策工事（大宮通）（1）
- 2 担当所属名  
建設局みどり政策推進室
- 3 契約締結日  
令和6年4月12日
- 4 履行期間  
令和6年4月13日から令和6年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区竹田段川原町233番地  
株式会社中川道路
- 6 契約金額（税込み）  
17,582,400円
- 7 契約内容  
大径化により根上りが生じたトウカエデを撤去し、根上りにより損傷した植樹柵を補修する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本工事場所では、水道工事に伴う「路面復旧工事」が施工中であり、当該工事の受注者と随意契約を行うことにより、「受注者間での工程調整等が不用になり、工期が短縮される」ことや「工事による交通規制等が一元管理されることによる安全円滑な施工の確保」、「重複する作業等の縮減や施工機械や交通整理員等が共用できることによる経費節減」の効果が期待できるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

# 積算内訳書

事業年度 令和 6年度

工事場所 京都市南区西九条森本町他 地内

路線名又は河川名等

工事名 街路樹危険木対策工事（大宮通）（1）

工期 契約日の翌日から令和 6年12月27日まで

事業課（所）名 みどり政策推進室

京都市 建設局

工事概要

工事延長			m	820	
植樹柵	箇所	65	歩車道境界ブロック	m	15

施工理由

大径化により根上りが生じているトウカエデを撤去するとともに、根上りにより損傷している植樹柵の補修を行うことで歩行者の安全を図るものである。

		設計額
工 事 費		18,315,000 円
内 訳	工 事 価 格	16,650,000 円
	消 費 税 相 当 額	1,665,000 円
支 給 品 費		0 円

京都市 建設局

# 積算内訳書 (本01)

工事名	街路樹危険木対策工事 (大宮通) (1)			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳	
道路修繕	式	1	10,187,081		
道路土工	式	1	86,300		
残土処理工	式	1	86,300	土砂等運搬 土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む) 10 m3	
				残土等処分 土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む)、昼間 10 m3	
構造物撤去工	式	1	7,506,631		
作業土工	式	1	500,305	床掘り (土砂) (参考数量) 現場制約あり 床掘り (路盤材) (参考数量) 現場制約あり 埋戻し (土砂) (参考数量) 現場制約あり 埋戻し (路盤材) (参考数量) 現場制約あり	30 m3 10 m3 10 m3 5 m3
樹木撤去工	式	1	6,272,750	高木撤去B 30 ≤ C < 60cm 根株撤去含む(全ての根の除去) 高木撤去C 60 ≤ C < 90cm 根株撤去含む(全ての根の除去) 高木撤去D 90 ≤ C < 120cm 根株撤去含む(全ての根の除去) 高木撤去E 120 ≤ C < 150cm 根株撤去含む(全ての根の除去) 高木撤去F 150 ≤ C < 180cm	1 本 12 本 31 本 33 本 1 本

# 積算内訳書 (本01)

工事名	街路樹危険木対策工事 (大宮通) (1)	事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額	細別内訳
				根株撤去含む(全ての根の除去)
構造物取壊し工	式	1	70,767	構造物とりこわし 9 m3 構造物区分:Co (無筋) 工法区分:機械施工
運搬処理工	式	1	662,809	殻運搬 9 m3 殻種別:コンクリート殻(無筋) 土砂等運搬 6 m3 がれき (路盤材) 枝葉運搬 5 回 トラック3t, 1.8km以上3.0km以下 幹運搬 15 回 トラック3t, 7.1km以上8.4km以下 根株運搬 5 回 トラック3t, 7.1km以上8.4km以下 殻処分 9 m3 殻種別:コンクリート殻(無筋) がれき処分 6 m3 路盤材 枝葉処分 14 t 幹処分 44 t 根株処分 15 t
縁石工	式	1	1,388,330	
縁石工	式	1	1,388,330	植樹樹設置 65 箇所 京都市型 (第2種) 基礎碎石:RC-40 基礎コンクリート:18-8-40BB 歩車道境界ブロック据直し 15 m 歩車道境界ブロック撤去 (再利用) 歩車道境界ブロック設置 (再利用)
仮設工	式	1	1,205,820	
交通管理工	式	1	1,205,820	交通誘導警備員 87 人日 交通誘導警備員B(昼間・交替無)
直接工事費	式	1	10,187,081	



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「宝が池みらい共創会議」の運営等支援業務

### 2 担当所属名

建設局みどり政策推進室

### 3 契約締結日

令和6年4月30日

### 4 履行期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル  
中央復建コンサルタンツ株式会社 京都営業所

### 6 契約金額（税込み）

7,480,000円

### 7 契約内容

宝が池公園の魅力向上の取組を進めるため、「宝が池みらい共創会議」の継続運営及び関係人口や活動の担い手増加につながる情報発信等の支援を行うもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、経験に基づくノウハウ等により履行内容に顕著な差異が現れるものであることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。

以上の理由から、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に規定する随意契約を行うことができる場合の基準2-(4)に基づき、プロポーザルにより受託候補者の公募を行い、審査の結果、中央復建コンサルタンツ株式会社京都営業所と契約を行った。

なお、プロポーザルでは提案内容の的確性、業務体制、業務実績、価格等の各項目について審査を行った。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
地域主体の柔軟な公園運営に係る中間支援等業務委託
- 2 担当所属名  
建設局みどり政策推進室
- 3 契約締結日  
令和6年5月9日
- 4 履行期間  
令和6年5月10日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区上町1丁目1番28号  
東邦レオ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,399,380円
- 7 契約内容  
多様な主体の連携による柔軟な公園運営を実現するため、地域、企業、行政、公園関係者など、公園を取り巻く多様なステークホルダーをつなぎ、中立的な立場から公園の運営支援等を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件は、経験に基づくノウハウ等により履行内容に顕著な差異が現れるものであることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。  
以上の理由から、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に規定する随意契約を行うことができる場合の基準2-(4)に基づき、プロポーザルにより受託候補者の公募を行い、審査の結果、東邦レオ株式会社と契約を行った。  
なお、プロポーザルでは提案内容の的確性、業務体制、業務実績、価格等の各項目について審査を行った。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度京都市緑の基本計画策定支援業務委託
- 2 担当所属名  
建設局みどり政策推進室
- 3 契約締結日  
令和6年7月17日
- 4 履行期間  
令和6年7月18日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区谷町2丁目2番22号  
株式会社総合計画機構
- 6 契約金額（税込み）  
7,997,000円
- 7 契約内容  
次期緑の基本計画策定のための調査検討や素案の作成を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市では、平成22年度に策定した『京都市緑の基本計画』を、法定の緑の基本計画として、また、京都市基本計画等の本市上位計画に基づく緑に関する分野別計画として位置付けている。  
同計画は令和7年末に目標年次を迎えるため、次期計画の策定に係る検討を進めているところ、策定にあたっては、専門知識を有し、多角的な視点から提案を行える事業者による支援が必要であることから、公募型プロポーザル方式による選定を実施し、契約の相手方を決定したものである。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
山科駅前地区公共施設等維持管理業務委託
- 2 担当所属名  
建設局都市整備部市街地整備課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市山科区上野御所ノ内町16番地の1  
京都シティ開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
49,278,900円
- 7 契約内容  
山科駅前地下道及び交通広場等の公共施設及び工作物の日常管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
山科駅前地区公共施設及び山科駅西施設は、構造上・機能上、再開発ビル（ラクトA、B、C）と一体として造られており、通路監視設備及び防災設備等については、ラクトB地下1階の防災センターにおいて一括集中管理するよう設計されていることから、再開発ビルと連携し一体的な維持管理が必要であり、再開発ビルの管理業務を行う京都シティ開発株式会社に本件業務を委託する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
元京都市ラクト健康・文化館維持管理業務委託

2 担当所属名  
建設局都市整備部市街地整備課

3 契約締結日  
（当初）令和6年4月1日  
（変更後）令和6年9月26日

4 履行期間  
令和6年4月1日～令和6年9月30日

5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市山科区上野御所ノ内町16番地の1  
京都シティ開発株式会社

6 契約金額（税込み）  
（当初）8,950,695円  
（変更後）7,960,695円

7 契約内容

- ・空調・熱源設備機器維持管理業務
- ・給湯設備機器維持管理業務
- ・プール設備維持管理業務
- ・清掃業務（適宜）
- ・火災保険加入
- ・賠償責任保険加入
- ・ドメイン維持管理
- ・電話応答装置設置

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

元ラクト健康文化館は、令和5年4月1日から、プール、ジム、スタジオ、及びコミュニティルームを休止しており、今後の再開に向けて施設等の維持管理を適切に行う必要がある。本業務は、休止前の営業していた際と同様にハード面とソフト面を一体的に管理するとともに、設備等の不具合や階下への漏水などの異常事態が発生した際などに迅速・的確な緊急対応が必要であるため、これまでから当該施設の維持管理を行ってきた前指定管理者で、当該施設の入居するラクトB棟の管理会社である京都シティ開発株式会社でなければ行えないものである。

なお、一部業務の見直しを実施したため、変更契約を締結している。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度サイクルセンター運営業務委託
- 2 担当所属名  
建設局自転車政策推進室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区竹田浄菩提院町316番地  
大和リース株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
14,160,000円
- 7 契約内容  
令和3年4月に開設したサイクルセンター（大宮交通公園内）において、自転車の利用に係る交通事故の防止や、自転車安全教育の普及を目的とした自転車教室の実施、及び自転車ルール・マナーの啓発等の自転車安全利用推進に係る業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
大宮交通公園の整備に当たっては、公募設置管理制度により、自転車の安全な乗り方を学べる交通公園として、再整備から管理運営までを手掛ける事業者を募集し、大和リース株式会社京都支店グループが選定された。  
公募設置等指針の中では、選定された事業者には、自転車安全教育の実施を委託する旨を明記していたことから、大宮交通公園整備事業の事業者として選定され、サイクルセンターのコンセプトや整備方法を熟知し、公園の管理運営を担う大和リース株式会社と契約を行ったものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他